

自治基本条例策定に係る職員プロジェクトチーム（第22回）議事録

日時：10月2日（木）午前10時～12時

場所：役場第3会議室

出席者 高森委員長、小原副委員長、小乾委員、里委員、清水委員、松田委員

欠席者 来海委員

事務局 前田課長、高田課長補佐

○開会

- ・終盤に差し掛かっている。策定委員会の方にも出ていただいて、雰囲気を感じたと思う。今日は各項目に沿って進めていく。

○資料確認

（事務局）

- ・資料の確認。
- ・昨日、中央公民館と地域振興課の窓口、ホームページにパブリック・コメントの結果を公表している。

○協議

◇自治基本条例の内容の検討

□条例案の検討…骨子についての意見交換

※前文

- ・この前文に対してもう一人直されたものがあり、それを照らし合わせて、ベースにしなが、骨子とあわせて少し変えた。大きな違いは無いが、最初の「私たちの村日吉津村は」の後を並べ替えたり、「風光明媚」という表現を削った。また、「気質」ではなく「気象」の方が一般的ということで変更した。「企業誘致の成功」は記載、「農業振興により比較的財政豊かな村として発展してきた」ということも入れた。「先人」より「先人たち」という方が良いという意見や、「誇りや夢を持って」という表現が加えられている。
- ・これらの意見もだいぶ精査されたもの。「風光明媚」という言葉も良い表現だが、自己満足的なところもある。皆さんのほうから何かあれば。
- ・「企業誘致の成功」は良いとしても「農業振興」はちょっと・・・。
- ・明治22年以降から今日までどのようにして日吉津村が発展してきたかの歴史を言っている。企業誘致なくして今の日吉津村は無いという意見が強かった。かといって企業誘致だけではない。戦前や戦時中は農業も盛んだったことからこれも含んでいる。
- ・「農業振興」があって「企業誘致」という流れの方が良い。

- ・そういう流れの方が違和感が無い。
- ・「農業振興」→「企業誘致」という流れで良いか。(賛成)
- ・「先人たち」という表現が気になる。違和感があるわけではないが、厳密に言えば「先人」は一人を指すものではない。言葉に詳しい人から見れば「先人たち」という表現は違和感があるかもしれない。
- ・いろいろな条例を見てみると、両方の表現がある。
- ・「先人たち」というと、先人と他に誰かいるような感じがする。やはり「先人」で良いと思う。
- ・鳥取では「先人」・「先人たち」と両方使っている。
- ・「右岸」という表現だが、最近では使わなくなったと聞いた。調べてみると、「右岸」という言葉はあるが、どちらが「右岸」なのか混乱するおそれがある。
- ・あえて「右岸」ということによって、どちらが「右岸」なのかをはっきりさせるのもあり。

※第1章 総則

【目的】

- ・ここはこの条例の主旨の部分であり、もう少しすっきりしないかということで策定委員会で修正した。
- ・語尾についても今は「です・ます」調にしているので、それについても意見を。

【用語の意味】

- ・「定義」という表現がかたい。「用語の意味」という表現が良いという意見がある。
- ・村の定義も、村民、議会、執行機関をあわせて村という場合と、議会と執行機関のみの場合、執行機関のみの場合などいろいろある。条例ではいろいろ分けてあるが、ここで村は執行機関をいうことにしている。
- ・「自治会」という表現を加えた方が良いということで加えた。それに伴ってコミュニティの表現も変えた。
- ・コミュニティの後を考えている。文言等は検討が必要。
- ・自治会長会へ意見を求めるため、いちおう「自治会」の案は作っている。
- ・策定委員会で、自治会ももっと自治公民館の管理運営を行ったほうが良いという意見があったので、その辺りを組み込んでいる。
- ・自治会とコミュニティを混同する人があるのでは。
- ・コミュニティという言葉には広い意味がある。自治会の活動もコミュニティに含まれる。様々な形態がある。

【条例の位置づけ】

- ・条例の改廃については村だけでなく議会にもありえるということから議会という表現を入れた。

【住民主権】

- ・住民は主権者、村民は村づくりの主役の2つに分かれている。策定委員会の意見で住民主権としている。主役であり担い手であるという2重の表現があり違和感を感じるが、特に問題ではない。
- ・第2項で、「主権者」か「担い手」のどちらかの表現を削ることはできないか。
- ・主役という言葉だけではいけない。主役であっても村づくりに関わるかどうかは別問題。
- ・「担い手」というと若い人のようなイメージがある。
- ・意味は微妙に違うが、すっきりした表現にするのが難しい。
- ・「担うことができる」という表現が引っかかる。「担わなければならない。」の方が良い。
- ・元に戻した方が良い。

【人権の尊重】

- ・活動する権利はどうか、という意見があったが、このままでいく。
- ・子どもとはどこまでをいうのか。定義的なものが必要か。
- ・厳密に言えば、20歳までは未成年。年齢に応じて考えていく。

【情報の共有】

- ・ここはこのままで良いか。(賛成)

【参画と協働】

- ・「保障」という表現は重たい。どうやって保障してよいか分からない。
- ・広げるという意味でも「拡充」という表現にしてはどうか。(賛成)

【村民の権利】

- ・意見のとおり「住民は」というのを先に持ってきた。第2、4項にある「事業者等の・・・」という表現は事業者のところへ持っていった。
- ・語尾については良いか。(賛成)
- ・行政サービスを受けられるというが、住民以外が受ける行政サービスとは何かがあるか。
- ・行政サービスがどこから行政サービスというか、という話になってくる。
- ・トレセンなどの施設使用もサービスになる。
- ・村内と村外とで料金が違う。
- ・「村内・村外」という表現か「村民・住民」なのかもう一度整理を。条例の見直しも必要かも。
- ・語尾についてだが、「～ものとする。」となっているが、意味はあるか。
- ・「～しなければならない。」となっている部分もある。
- ・「～しなければならない。」という表現は、村民にとってはきつい感じがする。
- ・村長や議会に対してはある程度厳しくしている。

【村民の役割と責務】

- ・策定委員の意見により、第1項と2項を入れ替えた。それ以降はまだ策定

委員には出していない。

- ・「～するとき」、「～する場合」という表現については法令をチェックしてみる。
- ・この「場合」という表現は米原市から引用している。
- ・環境うんぬんについてはどうか。
- ・住民がここに環境保全について入れるという意見があればいれる。策定委員さんの意見は企業に対しての意見。
- ・企業の方に入れるなら村民の方にも入れるべきでは。
- ・策定委員会に諮ってみる。

【事業者等の役割と責務】

- ・「事業者等の役割と責務」としているが、「事業者等の権利と責務」とした方が良いか。
- ・「事業者の権利」という表現には違和感がある。この表現を外しても問題はないと思う。
- ・皆さんが削除して良いならその方向で策定委員会にかける。
- ・策定委員さんもプロジェクト委員を頼っている。策定委員会の方にもぜひご参加を。

【議会の役割と責務】

- ・「村民代表で・・・」という部分は当たり前のことなので削っても良いのではという意見と、「牽制する」という表現が難しいのではという意見が出た。2項は順番を入れ替えてあり、3項はそのまま。「～しなければならない。」という強い表現にしている。
- ・委員さん自身も議会について詳しいわけではない。

◇その他

- ・次回は、後日日程調整。
- ・都合がつけば、策定委員会にも出席をお願いしたい。

○閉会